

# 保険医療機関の標示に関する事項

## 当院は保険医療機関の指定を受けています

施設基準につきましては東海北陸厚生局に届け出を行っています。

### 【明細書の発行体制について】

当院は、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、2020年4月1日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を発行することと致しました。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても2016年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計される場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

### 【一般名処方加算】

当院では、厚生労働省の方針に従い、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いています。当院では、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。また一般名処方により、院外調剤薬局にて先発品、後発品を患者様が自由に選択いただけますが、令和6年10月より、患者様が後発医薬品のある先発医薬品を選択された場合には、後発品との差額の一部を患者様が負担する仕組み（長期収載品の選定療養）が導入されています。一般名処方について、ご不明な点などございましたら当院職員までご相談ください。

### 【夜間早朝加算】

厚生労働省の基準に基づき、平日の18時以降や土曜日の正午以降などに受診された場合、診療報酬上の「夜間・早朝等加算」を算定しています。診療日の午後10時までは患者様からのお問合せに電話対応させていただきます。該当する時間帯に受診されますと、通常の診療費に加えて、50点が加算されます。ご理解とご協力をお願いいたします。

### 【外来在宅ベースアップ評価料1】

当院では厚生労働省の指針に従って、「外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）」を算定させていただきます。この評価料は、医療現場で働くスタッフの賃上げ・処遇改善を行い、質の高い医療サービスを安定的に提供することを目的として国が新設したものです。初診時23点 再診時6点となります。

## 【電子的診療情報連携体制整備加算3】

当院では、国の施策である医療 DX の推進や、電子カルテ情報共有サービス等を活用した質の高い診療の実施に向けて、以下の体制を整備・取り組んでおります。

### 1. オンライン請求の実施

レセプト(診療報酬明細書)のオンライン請求を行っています。

### 2. 明細書の無償交付

算定した診療報酬の区分・項目名称およびその点数を記載した明細書を、患者さんに原則として無料で交付しています。

### 3. オンライン資格確認の導入

電子資格確認を行う体制を整備し、マイナ保険証の利用を促進しています。

### 4. 診療情報の取得・活用体制

オンライン資格確認システムを通じて取得した患者様の薬剤情報、特定健診情報、その他の必要な診療情報を診察室等で閲覧・活用し、質の高い医療の提供に努めています。

### 5. 電子処方箋・情報共有サービスの活用

電子処方箋の発行や、電子カルテ情報共有サービスを活用するなど、医療 DX に係る取り組みを推進しています。

初診・再診時、月に1回算定 4点

## 【ニコチン依存症管理料】

健康保険を適用した禁煙治療を提供しています。ニコチン依存症に対する診断・治療を行い、禁煙補助薬の処方や生活指導などを通じて、禁煙を継続できるようサポートします。喫煙は呼吸器循環器疾患の原因となります。タバコを吸う習慣を止めたいという希望の方はご相談ください。敷地内禁煙です。

## 【持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算】

当院では、睡眠時無呼吸症候群等の患者様に対する在宅持続陽圧呼吸療法(CPAP療法)の管理の質をさらに向上させるため、令和8年度診療報酬改定に伴い持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算を算定しています。

本加算は、患者様のCPAP機器の使用状況(使用時間・AHI等)を定期的にモニタリングし、治療の効果を最大限に引き出す体制を整えた医療機関が算定できるものです。

当院では、全ての対象患者様について適切なモニタリングを行い、診療録に1日平均使用時間を記載するなど、質の高い継続支援に努めております。

## 【生活習慣病管理料Ⅱ】

近年増加する生活習慣病に対し、より効果的・効率的に疾患管理と重症化予防の取り組みを推進するため、厚生労働省は2024年度の診療報酬改定で、管理料の見直しを行いました。2024年6月1日以降は、個人に応じた療養計画書を作成したうえでより専門的・総合的な管理を行うべく、「生活習慣病管理料Ⅱ」を算定いたします。